

令和8年度第1回岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日時 令和8年9月2日（水）
- 2 場所 ピュアリティまきび2階 千鳥
- 3 時間 15:00～17:30
- 4 参加者 <委員>

来住由樹委員（会長）、諏訪利明委員（副会長）、石原秀郎委員、中島洋子委員、平松啓生委員、福岡泰儀委員、山崎弘一委員、横山竜也委員、池内豊委員、中西貴子委員、風早ひろみ委員、倉本貴博委員、北山敏之委員

代理出席：

特別支援教育課井上総括副参事（有田純子委員の代理）、

欠席：清水珠希委員、藤林小百合委員、山田貴浩委員、笠原幸雄委員

- 5 開会の挨拶 岡山県子ども・福祉部障害福祉課 北山課長

6 議事

議事1 岡山県における強度行動障害支援の取組状況について

（1）強度行動障害への支援体制整備事業

（会長）

- ・ 岡山県では、全国に先駆けて強度行動障害への集中的支援が始まっており、県、政令市、中核市が一緒に推進チームを運営している。そして現場からは、人材確保が非常に厳しい中で、強度行動障害支援のために、中核的人材、広域的人材に協力をしていただいている。
- ・ 本日は、それぞれの立場から御意見をいただきたい。

<事務局説明>

* 資料1～6頁により説明

（会長）

- ・ 県の説明では、コンサルテーションや人材育成、集中的支援など一定の仕組みが整ってきたことが示された。一方、現場では、制度がでただけでは十分に活用できない課題もあると考える。次の取組につなげる観点から、実際にできていること、課題となっていることについて意見を伺いたい。

（委員）

- ・ おかやま発達障害者支援センターでコンサルテーション事業を3年間実施し、教育、福祉、医療の各分野に入らせていただいている。実施の枠組みや進め方は整理され、受ける側にも流れが分かりやすくなったことは成果である。
- ・ 一方、事業所では、開始時には管理職と担当職員が同席していても、回を重ねる中で業務の都合等により参加が難しくなることがある。コンサルテーションで得た考え方を事業所内にどこまで浸透させ、組織として支援を変えていくことができるかが課題である。
- ・ 4回のコンサルテーション終了後、希望する事業所にはセンター運営事業としてフォローする場合もあるが、その後継続的に関わる仕組みは十分ではない。行動上の問題が減少するだけでなく、本人にとって適応的な行動や活動を広げるところまで支援を組み立てたいが、現状は「本人

を改めて見直し、記録を取る」段階から、より良い支援を組み立て試行実施くらいの段階で終わることも多い。

- ・ コンサルテーションを担う側の人材不足も大きい。中核的人材養成研修の修了者等にも補助役として参加してもらっているが、所属事業所を離れて半日程度活動することが難しい。補助役として同行する経験から、スーパーバイザーとして主担当を担う段階には大きな壁があり、主担当として経験を積む機会を意図的に作る必要がある。
- ・ 加えて、特別支援学校のケースでは、活動提供や感覚面へのアプローチなど、福祉職だけでは十分に対応しにくい領域もある。必要に応じて OT 等の医療専門職の知見も取り入れることが望ましい。

(委員)

- ・ 事業アンケートについて、評価が低かった回答や「当てはまらない」とした回答の理由に、今後改善すべき点が含まれているのではないかと。

(委員)

- ・ 必ずしも大きな課題があったという意味ではない。事例やアプローチによって使用しなかった様式があり、その場合に「当てはまらない」と回答されたものがある。例えば、ストラテジーシートを用いる場合もあれば、冰山モデル等を用いて試行錯誤しながら進める場合もあり、全てのケースで同じ様式を使うわけではない。

(会長)

- ・ コンサルテーションを、受ける側というか、施設運営されている側の立場から、追加の御意見があれば伺いたい。

(委員)

- ・ 入所施設では、強度行動障害の状態にある方を支援している実数は多いが、日々の対応に追われ、コンサルテーションを受けても、その内容を組織内で実践し、継続的に回していくところまでつながりにくい。人手不足に加え、24 時間の支援の中で職員間の支援を統一し、継続することが難しい。
- ・ 現場としては、目の前の「どう対応してよいか分からない」という状況を何とかしてほしいという気持ちが強いが、最終的には自分たちで支援を組み立て、実践できる状態にしなければ、一時的に状態が改善しても次につながらない。その状態まで持っていくには、4 回程度のコンサルテーションだけでは十分でない場合もあり、知識を蓄積し実践するための時間が必要である。

(会長)

- ・ 県のコンサルテーション事業と、国制度による集中的支援の訪問型について、現場から見た違いや使い分けを改めて整理してほしい。

(委員)

- ・ コンサルテーションは 4 回を基本とするが、実施期間は固定されておらず、1 回ごとの間隔を 1 か月半から 2 か月空け、その間に現場で支援を実践してもらうことができる。自分たちで試行し、見直す時間をしっかり取る場合にはコンサルテーションが適している。
- ・ 一方、事業所訪問型の集中的支援は 3 か月を 1 クールとする制度であり、状態が悪化している、あるいは支援が膠着しているケースに集中的に関わるものと考えている。ただし、申請や関係者

調整に時間がかかることもあり、それが利用件数の伸びにくい一因になっている可能性がある。どちらかに誘導するのではなく、ケースごとの状況やメリット・デメリットを踏まえて関係者と相談しながら選択している。

(会長)

- ・ では、人材育成の部分を担当している立場から、御意見を伺いたい。

(委員)

- ・ 人材を育成しても、所属事業所を離れて外部のコンサルテーションに出向けるかという別の課題がある。コンサルテーションと集中的支援は性格が異なり、前者は比較的機動的に使える制度であるため、事業所が適切に使い分けられるよう周知することが重要である。
- ・ 県内では仕組みが整ってきた一方、現場には「どこで、何が行われているのか知らない」という声はまだある。制度を作った段階から、実際に使われる段階へ進めるため、繰り返し情報発信していく必要がある。

(会長)

- ・ このコンサルテーション事業、そして支援体制整備事業は、この後出てくる実態調査や、集中的支援にも繋がる問題でもある。

議事 1 (2) 強度行動障害実態調査

<事務局説明>

* 別冊資料 1～16 頁により説明

(会長)

- ・ 市町の個票を集約いただき、とてもわかりやすく説明いただいた。全体像が一定程度明らかになったので、これをもとに支援の仕組みを活用して、今後の支援体制にどうつなげていくかということが議論できればと思う。

(委員)

- ・ 認定調査の点数と、実際の支援現場で感じる支援困難度にはミスマッチがある。行動関連項目は頻度が点数に反映されやすいが、現場では、頻度は低くても 1 回の行動の強度が非常に大きく、支援上の負担が高いことがある。したがって、18 点の方が 10 点の方より必ず支援度が高いとは限らず、10 点未満でも支援が難しい方はいる。
- ・ 通所施設利用者の認定調査は家庭で家族から聞き取ることが多く、事業所側に補足の聞き取りが行われる機会は少ない。家庭では落ち着いていても、通所先では環境が異なるため行動が大きく変わることがある。福祉サービス利用時の実態を把握するには、家庭だけでなく事業所を含めたより広い視点での調査が必要ではないか。

(委員)

- ・ 障害児について、今回把握された総数が少なく、入所が 0 件となっている点は、現場感覚とはずれがあるように感じる。移行期には環境変化によって混乱が大きくなり、一時的に入院して福

祉サービスにつながっていないケースもある。その後、成人の入所施設につながる方もいることから、調査時点の制度利用状況だけでは実態が十分に現れないケースがあり、実際の対象者数はもう少し多いのではないかと。

(会長)

- ・ 児の部分の把握は難しく、なかなか市町も把握できてない実情があるのだと思う。
- ・ 児から者の移行のときに、環境変化により強度行動障害が出ているケースが多いのもまた事実で、移行の課題等がきちんと評価されていないことを踏まえて対応しなくてはならないと感じた。
- ・ 相談支援の立場から、現場感覚とコンセンサスというのを擦り合わせてご発言願います。

(委員)

- ・ 相談支援専門員が把握している困難ケースは、大きく4つに整理できる。
- ・ 第1は、児童期から成人期への移行に伴い、学校から通所・施設等へ生活環境が変わることで行動上の問題が重症化するケースである。
- ・ 第2は、自傷・他害・器物破損等に加え、睡眠障害、精神的不調、不安等が重なり、さらに家族の高齢化や介護疲れも加わるなど、複合的な課題を抱えるケースである。結果として、家族が限界を迎え、望まない形で虐待と評価される状況に至ることもある。
- ・ 第3は、サービスを利用しても定着できず、行動上の問題が悪化し、事業所から利用継続が困難と判断され、最終的に在宅で引きこもるしかないケースである。新たな事業所を利用しても定着せず、複数の事業所を転々とする場合もある。
- ・ 第4は、夜間・休日・緊急時に、在宅やグループホームでパニック等が起きた際に対応できず、家族や支援者が限界を迎えるケースである。
- ・ 調査で短期入所の利用割合が高いことについては、計画的な利用だけでなく、家庭で支え切れなくなった際の緊急避難的な利用が一定数含まれているのではないかと。成人では、福祉側で受け止められず、望まない入院や長期入院につながるケースもあると考える。
- ・ 岡山市や倉敷市など社会資源の多い地域へ、周辺市町村や県外から支援を求めて人が移るケースがある。近年、シェアハウス等の住まいと重度訪問介護などの在宅サービスを組み合わせる形もみられるが、居住地特例が適用されない場合には、受入自治体の財政負担や相談支援体制への負荷が増える。身近な地域で支援を受けられる体制づくりという県の方向性と逆行しないよう、県全体で地域資源を整えていく必要がある。

(会長)

- ・ では、医療の立場から御意見をお願いしたい。

(委員)

- ・ 強度行動障害につながるリスクが高い子どもは、幼少期から一定程度見えていることがある。感覚刺激への過敏さ、衝動性や強迫性、精神面の不調等が強い場合には、学校での環境調整とともに医療的な対応が必要になることもある。適切な支援により一度は安定しても、家庭内のルールが不明確であったり、体格が大きくなって家族だけでは対応できなくなったりすると、思春期以降に問題が顕在化する。
- ・ 一方、学校生活では行動上の問題が大きかった方が、卒業後に生活介護等へ移行し、生活のルーティンが整うことで落ち着くケースもある。移行期の環境調整は非常に重要である。
- ・ 事業所の支援技術は以前より進んでいるが、支援対象者の行動の強さに対し、人員面で持ちこたえられないことがある。成人後も非常に困難なケースを家族だけで抱えることには限界があり、

短期入所や入所機能、グループホーム等の生活の場を整えるとともに、そこへコンサルテーションや集中的支援が出向く機能を増やしていく必要がある。

(委員)

- ・ 障害支援区分の審査に関わる立場から見ると、1回の審査で多数のケースを短時間で確認するため、行動の頻度だけでなく「強度」を十分読み取ることは難しい。調査員によって自由記述の詳しさにも差があり、スコアと実態のミスマッチが生じるのはある程度避けにくい。
- ・ このスコアを集中的支援等の対象者抽出に用いる場合、10点以下でも本来支援が必要な方が対象から漏れる可能性がある。調査方法やスコアの仕組み自体について、課題を認識しておく必要がある。
- ・ 本人や保護者は再審査を求めることができるが、必ずしも支援区分やスコアが上がるわけではなく、自由記述だけで結果が変わるものでもない。

(委員)

- ・ 日中サービス支援型グループホームなど、強度行動障害のある方を積極的に受け入れることを掲げる新規事業所が増えている一方で、支援者側に、十分な強度行動障害養成研修受講者がいない場合もある。個別ケースには集中的支援、事業所全体にはコンサルテーションを活用するなど、新規立上げ段階から支援力を高める仕組み、例えば事業の指定申請を受け付ける際には事業所がコンサルテーションを受けることを必須とするなど、行政としてより強く位置付けてもよいのではないかと。

(会長)

- ・ 今回の調査だけでは、行動の「強度」が十分評価されないことや、障害児が全員在宅となっている点など、実態とのずれがある可能性が指摘された。一方、県全体の大枠は把握できた意義がある。
- ・ 在宅者にも多くの対象者がいることを踏まえ、支援が届いているか、集中的支援が有効に使えるか、グループホーム等の資源が十分かを今後検討する必要がある。市町村から集中的支援の利用申出が少ないことや、調査で挙げた困難ケースが支援につながっていないことも課題であり、今回の調査を市町村への働きかけにつなげてほしい。

議事2 岡山県における集中的支援の取組状況等について

<事務局説明>

* 資料7～11頁により説明

(会長)

- ・ 各機関が一体となって運用に当たっている状況がよく伝わってくる。徐々に成果も表れてきているが、今後はその成果をさらに拡大させることや、それを必要とする方々へ円滑に繋がるような柔軟な仕組みづくりなど、各所で新たな課題も見えてきている。
- ・ 岡山市は毎月の推進チームに参加しており、また、岡山市の独自でコンサルテーション事業も行っているため、全体について発言をお願いしたい。

(委員)

- ・ 居住支援活用型については岡山市のケースも多く集中的支援を利用しているが、施設入所中の方が利用する場合には、支援終了後の「出口」となる施設を確保することが非常に難しい。3 か月間、元の施設のベッドを空けたままにできるかという問題もあり、利用申請を出しにくい要因になっている。
- ・ 支援終了後に、新たな支援方法を受入先が実践できる体制が整っているかも重要である。相談支援専門員はサービス調整や受入先探しを担うが負担が大きく、基幹相談支援センターやサブセンターなど、相談支援専門員を支える体制が必要である。
- ・ 強度行動障害の状態になることを予防するため、事業所の支援力を高める研修やコンサルテーションを充実させたい。中核的人材がいる事業所では、外部からの助言が組織内に伝わりやすく、その後の支援も継続しやすい。中核的人材を地域・事業所に満遍なく増やすことが重要である。
- ・ 訪問型集中的支援は3 か月間に一定回数集中的に訪問する必要がある、その後の支援への移行も見据えて取り組む必要がある。現状の広域的支援人材の人数では、訪問型が大幅に増えると対応できない懸念もある。中核的人材から広域的支援人材へステップアップする人を増やすとともに、所属事業所から実際に外へ出て活動できる仕組みが必要である。

(会長)

- ・ 広域的人材が減っていることもあり、ここをどのようにしていくかについては、次の議題3 の話題で少し議論出来ればと思う。
- ・ 集中支援後の出口を作ってから入所するという居住支援活用型の課題が、集中的支援の利用を難しくしている。また、空床にしておくと、その施設は収入がない中で送り出すことになり、これも利用を難しくしている点をご指摘いただいた。

(委員)

- ・ 相談支援専門員が「この方は集中的支援の対象ではないか」と相談した際、相談側が想定する対象像と、実際の運用上の対象像にずれがあると感じることがある。特に「状態が悪化した」という要件について、既に高い支援ニーズの状態が続いている方は、悪化していないから対象外と受け取られる可能性があり、「相談しても断られるのではないか」という声につながっている。対象像について丁寧な擦り合わせが必要である。
- ・ 居住支援活用型について、相談の母数、実際に利用に至った件数、利用に至らなかった理由などをデータがあれば教えてほしい。現在は男性のみが対象となっているが、実態調査では女性にも対象となり得る方がいるため、女性への拡大も検討してほしい。
- ・ 相談支援専門員は、3 か月の支援期間中に退所後の行き先を整え、関係機関を調整する役割を担うが、つなぐ先そのものを開拓・育成することは相談支援だけでは難しい。新たなグループホーム等への研修・助言など、受入先を育てる取組と、相談支援をつなぐ役割を両輪で進めてほしい。
- ・ 居住支援活用型で得られたノウハウを在宅生活へ戻した後に継続するため、自宅にも訪問し、複数事業所の支援方法を調整できる専門的な伴走者が必要である。複数の事業所が関わると、それぞれの支援方針が異なる場合があるため、なぜその支援方法を取るのかを整理し、支援者間を調整する専門的な司令塔の役割が求められる。

(委員)

- ・ その発言に付け足したが、保護者が相談支援専門員に集中的支援について相談したところ「対象にならない」と言われた事例があったとの話があった。

(会長)

- このあたりについて、ご発言いただきたい。
- これは誰かを批判する趣旨ではなく、国制度の要件が固い中で、岡山県として作った仕組みをどう柔軟に運用するかという課題として、入口をより利用しやすくする方法を検討したい。

(委員)

- 居住支援活用型に関わる中で、「状態が悪化した」という状態像は幅が広いと感じている。点数上は一定の基準を満たしていても、家族の多大な努力によって何とか通所や在宅生活が維持されているケースがある。家族が支えられなくなれば一気に生活が破綻するような状態も、高い支援ニーズとして捉える必要がある。
- 昨年度、集中的支援の利用には至らず問い合わせ段階で終わったケースを 10 件ほど振り返ると、相談支援専門員からの問い合わせも一定数あった。周知不足だけではなく、「いつから利用できるか分からない」「申請から利用までに準備期間が必要」「既にグループホーム入居時期が決まっておりタイミングが合わない」「在宅で引きこもっており、居住支援にも事業所コンサルにもつながりにくい」など、制度の守備範囲や時期の問題がある。
- 在宅ケースでは、本人情報や利用目的を地域の支援チームと整理するのに 2～3 か月かかる。センターへの相談後に、市町村や地域の支援チームへの情報共有が始まる流れがあり、これが適切な準備なのか、利用までの時間ロスになっているのかも含め、申請のあり方を検討する必要がある。

(会長)

- 居住支援活用型の空床が生じ、事業自体の継続が危ぶまれる状況は避けなければならない。短期的には、現在の空き状況や相談状況を分かりやすくし、場合によってはウェイティングリストを作ることも考えられる。
- 入口で十分な事前アセスメントが必要なケースと、より迅速に支援を開始した方がよいケースがある。出口についても、「受入先が決まっていなければ利用できない」と固定的に考えるのではなく、支援を始めながら出口を探すことや、元の生活場所へ戻ることも含め、柔軟な運用を検討してほしい。

(委員)

- 他県では、申請期間をあらかじめ設け、一定期間ごとに申請を集めて必要度・優先度を協議する方式もある。岡山県は随時申込としているが、こうした方式も一つの参考になる。

議事 3 岡山県における強度行動障害支援人材の育成について

<事務局説明>

* 資料 12～13 頁により説明

(会長)

- 中核的人材養成も令和 9 年から始まるということで、人材育成は強度行動障害支援の要の部分だと思いうので、ご発言よろしく願います。

(委員)

- ・ 今年度の基礎研修は定員 420 名に対し 396 名の申込みがあり、引き続き受講ニーズは高い。近年は経験年数の浅い受講者が増えており、事業所の増加や離職に伴い、新たに障害福祉分野へ入った職員がまず研修を受ける流れがあると考えている。
- ・ 研修には、先に現場で経験した支援を後から理論で「答え合わせ」する機能がある。また、同じ事業所の複数職員が受講することで、障害特性や標準的支援について共通言語が増えることも効果である。
- ・ 一方、1 回の研修だけでは知識・技術は定着しにくい。講師側は毎年同じ内容を繰り返し聞くことで自然に身についていくが、経験の浅い現場職員にとっては、基礎が十分身につく前に高いレベルを求められることもある。ステップアップ研修だけでなく、基礎的内容を繰り返し学べる機会も必要である。

(会長)

- ・ 人材育成に関して、県や市に対する要望や提案があれば伺いたい。

(委員)

- ・ 岡山県は「オール岡山」で相談できる人が多く、支援に関わる機運が高い。
- ・ 一方、障害福祉分野には未経験で入職する方が多く、基礎から育てる負担は大きい。長期的には、福祉を志す若い世代を増やすため、教育分野との接続も意識する必要がある。多職種連携の演習などに特別支援教育の教員が参加するなど、教育とのつながりを研修に組み込めると広がりが出る。

(委員)

- ・ 研修メニューが整い動き始めていることは評価できるが、現場とつなげるには、受講後のフォローアップや研修の幅が厚くなることも必要である。研修を受けた人が実際に強度行動障害支援の人材として外部でも活動するためには、何らかの後押しが必要である。
- ・ 例えば、活動できる人材を県全体のチームとして見える化することや、所属事業所から外部活動に出ることを支える仕組みが考えられる。個人への直接的な手当が難しくても、事業や組織に対して一定の財政的支援がなければ、継続的な活動は難しい。大学側もコンサルタント養成等の機会を提供しており、県の人材育成とつなげていきたい。

(会長)

- ・ 広域的支援人材は、名目上の人数より実際に活動可能な人数が少なく、集中的支援は広域的支援人材が動かなければ開始できない仕組みであるため、人員の拡充が必要である。県・市には追加選定をお願いしたい。
- ・ 既存の専門チームだけでなく、現場で経験を積んだ人材や居住支援活用型の責任者等も含め、柔軟に候補を広げることが考えられる。一方、送り出す側の事業所には人員・経済面の負担があるため、その点も併せて検討する必要がある。

議事4 令和8年度の各機関の取組状況について

(県障害福祉課)

- ・ 令和8年度から令和10年度までの期間の県の重点事業の内容としては、大きくは3つの施策、標準的な支援の普及・定着、強度行動障害への理解促進、困難群に対する支援を進めていく。
- ・ 強度行動障害のある人を適切に支援できる専門人材の育成や、事業所等の支援力向上を図る取組、対象者の行動特性に応じた適切な支援や生活環境の調整を図ることで、オール岡山県として強度行動障害の方への支援を行いたい。

(県特別支援教育課)

- ・ 岡山西支援学校で、児童生徒を個別に取り出して自立活動を行うための学校体制について研究しており、今年度が最終年度となる。成果をまとめ、他の知的障害教育を行う学校でも個別の自立活動の指導ができるようにしたい。枠には限りがあるため、強度行動障害につながるリスクが高い児童生徒を優先することも検討している。
- ・ コンサルテーションの利用ケースに特別支援学校が多いことをどう評価するかは検討が必要である。また、中学部・高等部で課題が顕在化する前に、小学部段階で見逃されやすい子どもへの予防的な対応をどこまでできるかが重要である。

(おかやま発達障害者支援センター)

- ・ 管理者向けのマネジメント研修を今年度も実施する。施設内マネジメントをテーマとし、県外講師による講義に加え、中核的人材養成研修修了者による県内実践報告を行う。中核的人材が研修で取り組んだ内容を県内で共有し、実践を報告し合う場を作ることも狙いとしている。

(岡山市障害福祉課)

- ・ 岡山市では、基幹相談支援センター、基幹相談支援サブセンター、一般相談支援事業所の三層構造で相談支援体制を構築している。集中的支援については、まずサブセンター等へ丁寧に説明し、今年度は県作成のチラシも活用して事業所への周知を広げた。
- ・ 実態調査で挙げた困難事例の多くはサブセンターでも把握されているが、それでも居住支援活用型につながらない要因として、男性のみが対象であること、児童の取扱い、グループホーム・入所施設からの利用が少ないこと等がある。制度上の制約はあるが、推進チームで現実に即した柔軟な運用を検討していきたい。
- ・ また、岡山市は県内では社会資源が集積しているため、市外から支援を求めて流入する方もいる。相談支援専門員は本来業務に加え様々な対応を担い、多忙を極めている。『資源のある自治体に行けば何とかできる』という形ではなく、各地域に根付く支援体制を県全体で進めてほしい。

(岡山市障害者支援センター)

- ・ 重点的な取組として、コンサルテーションと事業所向け研修を実施している。事業所、学校、医療機関等へ出向き、本人の行動観察、環境調査、ケース会議等を行っている。対象者数は令和6年度の16名から令和7年度の20名へ増加しており、相談件数も増えている。その中で、コンサルテーションにつなぐのか、集中的支援が必要なのかを本人の状況や関係者からの情報をもとにアセスメントしている。
- ・ 事業所向け研修では、基礎的な講義と具体的な事例検討を組み合わせ、事業所へ出向いて実施している。支援者の基礎知識とスキルの底上げに引き続き取り組む。

(委員)

- ・ 相談支援専門員協会では、強度行動障害に対応した相談支援専門研修を実施しており、今年度

で4回目となる。県発達障害者支援センターや岡山市、倉敷地域・津山地域の基幹相談支援センター等と連携して実施している。今年度は県北からも参加しやすいよう会場を久米南町に移し、地域の中核的人材にも参加してもらい、相談支援専門員と中核的人材と一緒に学ぶ機会を設けている。地域で両者が顔の見える関係をつくるきっかけにしたい。

- ・ 県の人材育成研修においても、相談支援専門員は多機関調整や地域生活のマネジメントを担う重要な役割があるため、研修の企画・ファシリテーション等に参画できるとよい。将来的には、基幹相談支援センターにも中核的人材としての機能を持つ人がいる体制があってもよいのではないかな。

Ⅲ その他

(委員)

- ・ 研修や仕組みが進んでいる一方、「中核的人材がどの施設・地域にいるのか」が外部から分からない。医療や相談支援から連携先を探すためにも、個人情報に配慮しながら、どこにどのような専門人材がいるかを把握できる一覧やネットワークがあるとよい。
- ・ 居住支援活用型で蓄積された事例を、個人情報に十分配慮した上で継続的な事例検討に活用し、支援経過を追いながら事例集として蓄積していくことは、人材育成や県内の支援ノウハウの共有に有効である。

(会長)

- ・ 本日は、制度と現場の認識が十分かみ合っていない点も含め、多くの課題が具体的に示された。年度内には次回の部会も予定されているため、今回出た意見を踏まえ、制度の運用、周知、人材育成、地域での支援体制などについて、次回までにさらに検討を進めていきたい。
- ・ 本日の議事は、すべて終了したので、事務局に進行をお返しする。

(県障害福祉課長)

- ・ 冒頭の挨拶で、これまでの支援により土台ができて、一定の成果も出たと申し上げたが、皆様の現場からの話を伺い、いろいろな課題があるし、何よりも我々との認識にかなりギャップがあるのを感じた。それを埋めるためには、今日のキーワードはいかに柔軟に運用していくかということだと思う。なかなか制約が厳しい中で、どんなことができるのか、チーム会議の中で、いろいろと検討していきたい。
- ・ また、こういった取り組みをもっと周知、広報していく必要があると感じた。行政は土台をつくるだけでなく、そのあとのPR、広報も我々の重要な役目だと思うので、こういった部分もしっかり考えて検討していきたい。

(事務局)

- ・ 以上をもちまして、令和8年度第1回岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会を閉会する。